

令和8年度（第77回）

全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 渡辺 聡

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しています。77回目を迎える本年度は、

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

をスローガンとして展開します。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、労働者の作業行動に起因する腰痛が職業性疾病の5割を超えています。

また、三重県内で働く労働者の年間総実労働時間は、中長期的には減少傾向にあるものの、長時間労働による健康障害の発生は後を絶たず、令和7年度の過重な仕事が原因で発症した脳・心臓疾患による労災認定件数は5件でした。

さらに、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発病し労災認定される件数は増加傾向にあり、令和7年度は24件でした。令和10年4月1日からは、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックが義務化され、ストレスチェックを実施することにより、本人の気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止が図れます。

このような状況を踏まえ、令和5年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画（計画期間：令和5年度～令和9年度）」において労働衛生に関する取組重点を策定するとともに、死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動の標語として**「あせるな いそぐな おこたるな」**を定めて労働災害防止対策を進めています。

皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、全ての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



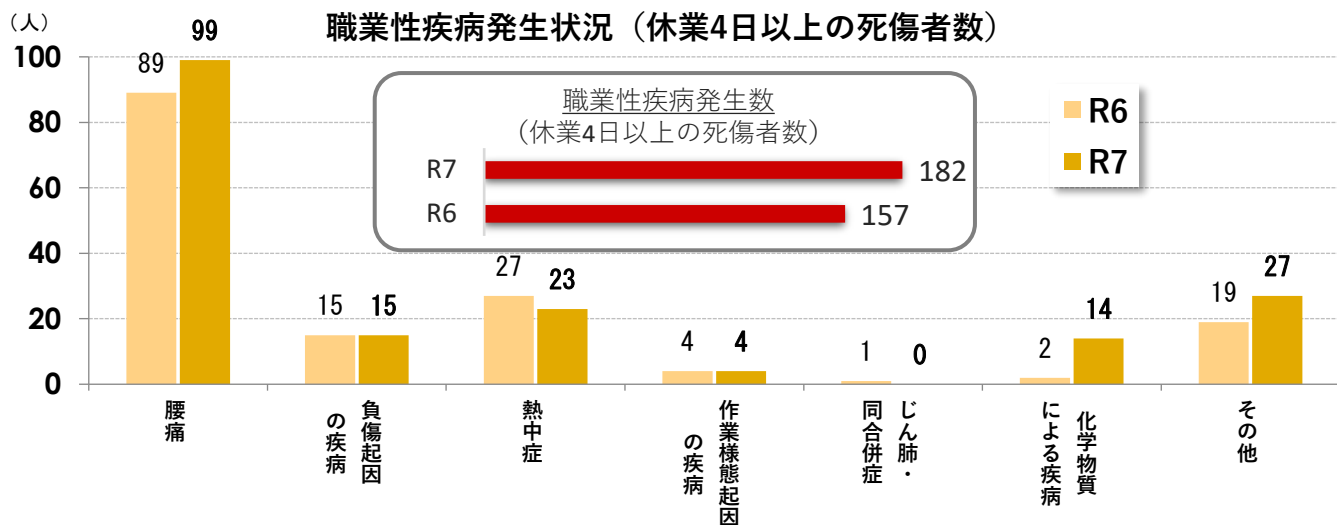
令和8年度（第77回）全国労働衛生週間

期 間 令和8年10月1日～10月7日

準備期間 令和8年9月1日～9月30日

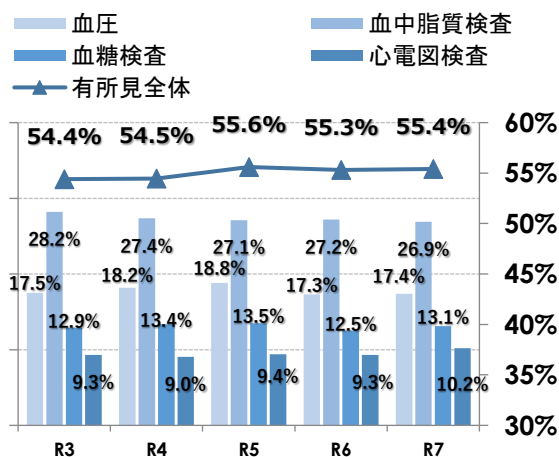
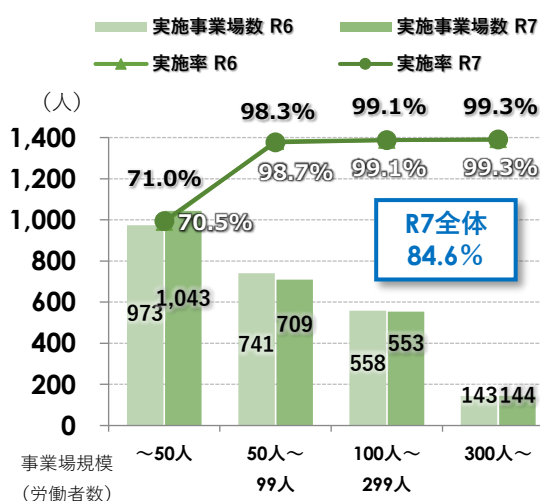
UNDER 2000
MIE

【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



メンタルヘルス対策取組状況

定期健康診断結果（有所見率）



労働衛生に関するお知らせ

◆ 9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び健康診断結果についての事後措置（医師の意見聴取及び意見に基づく就労上の措置）を必ず実施してください。

◆ 産業医による労働者の健康管理等の徹底

産業医を選任したとき、または辞任等があったときは、遅滞なく、電子申請により、所轄労働基準監督署長に報告する必要があります。

※辞任等の報告は令和8年8月1日から義務付けられました。

◆ 治療と就業の両立支援

改正労働施策総合推進法により、令和8年4月1日から職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になりました。

改正労働安全衛生法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/an-eihou/index00001.html

